

第29回 農業資材審議会農薬分科会

第 2 9 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 3 年 1 2 月 2 4 日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第 2 会議室

（WEB 会議形式による開催）

時間：9：30～11：10

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について
- (2) 農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱いについて
- (3) 補助成分の取扱いについて
- (4) 農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について
- (5) 生物農薬の登録における評価について
- (6) 農薬取締法第 3 9 条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・アブシシン酸を有効成分として含む農薬（新規）
 - ・メトブロムロンを有効成分として含む農薬（新規）
- (7) 農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・フルオピコリドを有効成分として含む農薬
 - ・ペラルゴン酸を有効成分として含む農薬
- (8) その他

3. 閉 会

午前9時30分 開会

○小林室長 では、定刻となりましたので、ただいまから第29回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の小林でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会は、ウェブ会議形式で開催いたします。また、公開で開催することということで、傍聴の方々にも御参加いただいております。

また、委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにしていた上で、発言希望等がございましたら、画面右上の方にございます参加者一覧の挙手のアイコン、そちらを押していただければと思います。

なお、基本的には挙手制で進められればと思いますけれども、もし、挙手以外であっても気になること等ございましたら、会議途中で御自身でミュートを外して御発言いただいても構いませんので、何なりとお申し付けいただければと存じます。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスにより御連絡いただけますと幸いです。また、万が一の回線トラブルというようなことがございましたら、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお伝えしておりますので、そちらまで御連絡いただければと思います。

本日は委員の方13名、臨時委員の方6名に御出席いただいております。三浦委員につきましては、本日、御欠席ということになっております。

本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会議が成立すると規定されております。本日は、委員と臨時委員、合わせて20名のところ、19名の方に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、本日の配布資料について御確認いただきたいと思っております。

配布資料、資料1として議事次第。資料2、農業資材審議会農薬分科会委員名簿。資料3、今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について。資料4、農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱いについて。資料5、補助成分の取扱いについて。資料6、農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について（報告）。資料7、生物農薬

の評価法に関する検討会設置について（報告）。資料8-1、農薬の登録に係る意見の聴取について。資料8-2、アブシシン酸及びメトブロムロンの新規登録に係る農薬分科会における審議について（報告）。資料9、農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料。資料9-1、フルオピコリドの農薬原体の組成に係る評価報告書。資料9-2、ペラルゴン酸の農薬原体の組成に係る評価報告書。それから、参考資料として八つほど用意してございます。

もし何か不足等ございましたら、御連絡いただければと思います。

では、これより審議に入りますが、報道関係者の方、もし画面の撮影がございましたら、冒頭のみとしておりますので、これ以降の撮影は御遠慮いただきたいということでお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は赤松分科会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○赤松分科会長 どうも皆様、おはようございます。聞こえますでしょうか。

○赤松分科会長 本日は、皆様、年末のお忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。

この度は、農薬分科会をオンラインで開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合は事務局に対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように七つの議題が用意されております。1、今後の農業資材審議会農薬分科会の運営について、2、農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱いについて、3、補助成分の取扱いについて、4、農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について、5、生物農薬の登録における評価について、6、農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、7、農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についてです。

また、そのほかの事項について審議を行う予定としておりますので、限られた時間内ではございますが、活発な意見交換をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります、今後の農業資材審議会農薬分科会の運営についてで

す。農薬の登録、変更登録や再評価について、農林水産大臣から審議会の意見を聴かれた場合の手続を明確化するとともに、本分科会や各部会での審議について、より一層の透明性向上を図るための提案とのことですが、事務局、小林室長より説明をお願いいたします。○小林室長 では、説明させていただきます。資料3を御覧ください。

農薬の登録や変更登録、再評価の際、農林水産大臣が農薬分科会から意見を聴くこととなっておりますが、その際、「審議会の審議の進め方」におきまして、まず、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会で専門的な議論を非公開で行った後に、それらの結果について分科会で公開で議論いただき答申するという手続を決定いただきました。

この進め方において、専門的な議論を適切に行っていくという点ではよいのですけれども、ただ、いつ諮問されたのか、また、どの部会で審議を行うのかといった個別農薬の審査の全体像が分かりづらくなっているということがございます。

これまで御審議いただいてきた農薬は、農薬取締法改正によって農薬の使用者、また、蜜蜂への影響評価が充実する前の新規登録の申請、あるいは、またそういった変更登録に関するものでしたので、農薬原体部会で原体規格の設定について分科会で審議いただくという形になっておりました。

今後、新しい制度に基づいて新規登録申請がされるということになりますと、農薬使用者安全評価部会や農薬蜜蜂影響評価部会の審議が始まります。実際、アフィドピロペンという新しい農薬が既に申請されておりまして、既にこういった部会での審議が始まってございます。

また、今後農薬の再評価が進んでいく中では、農薬原体部会のみではなく三つの部会全ての審議が必要になるということがございますので、この辺りの手続を明確化してはどうかというふうに考えております。

また、後ほど御説明させていただくと思いますが、予算要求との関係で資料には書き込んでございませんが、生物農薬に関しての評価については、生物農薬に関する部会といったようなものを今後設置し、そちらの方で審議いただくということがいいのではないかと考えてございます。その場合には、さきに述べた三つの部会の審議を通らないということも考えられます。

こういったこともありますので、審議に係る農薬について、どの部会で審議するのかについて、農林水産大臣から諮問がありましたときに、分科会の方で認識を共有してはどう

かというふうに考えてございます。

このため、農林水産大臣の諮問を受けましたら、その直後の分科会で諮問内容を事務局から報告する、審議すべき部会を確認して、それから適切な部会での審議をするというように形にルールを変更したいというのが一つ目の御提案でございます。

それから、もう一点ございまして、個別の農薬の審議におきましては、部会は非公開で行って議事要旨のみを公開するというふうにしておりまして、議事録は公開しないという方針で今まで進めてございました。しかしながら、透明性を向上させるということで、議事録についても公開するというような変更をしたいということです。もちろん、個人情報ですとか、企業の知的財産等といったものについては削除した上でということになります。公開していきたいという御提案でございます。なお、発言された委員のお名前ということにつきましては、部会直後には公開することはせずに、分科会の審議が全て終わってから公開するというような形にしたいと考えています。

資料3の2枚目以降の別紙として付いております部分ですけれども、これは、今、申し上げました中身について、今まで分科会決定いただいた文書の方に反映させた場合の案ということになります。

ですので、もし、こちらの方の御意見に合意いただけるということでございましたら、こちらの方の文章の改正ということを今回の分科会で分科会決定という形で了承いただきたいな、というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

農林水産大臣から諮問がありましたら、その直後の分科会で諮問内容、すなわち諮問文や審議する農薬の概要などの報告を受けまして、審議すべき部会を確認することと、非公開の部会についても議事録を知的財産権や個人情報などに関する部分を除いて公開するという、この二つの御提案でしたけれども、先生方から何か御提案、御質問などございますでしょうか。

何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語です。二つ質問があるんですが、一つは、2ページ目のところの、今、座長からの説明があったところですが、例えば、ほかもこのようにいろいろな審議会なり、検討会があると思うんですが、ほかのところもこのような形で公開のやり方とい

うのが変わっていくのか、ほかの状況があれば、まず知らせてほしいというのが一つ目です。

以上です。

○赤松分科会長 事務局、お願いいたします。

○小林室長 事務局でございます。

おっしゃるとおり、政府のほかの審議会等におきましても、こういった形で、当初委員名を公開せずに最終的に公開するというような事例があるということをご参考にしております。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか、與語委員。

○與語委員 與語ですけれども、今ので結構です。

それとあと一つは、農薬原体部会の審議資料等の取扱いでは資料の4ページ目のちょうど真ん中辺りのところになります。多分、ほかの部会でも同様ですが、審議資料の一番最後のところに、「非公開とし」とあって、「部会の委員による転記・複製を禁じ、審議終了後には事務局が資料を回収する」とあるんですが、昨今、オンラインの会議なんかも出てきて、これは、その会議の形式によって柔軟に対応するような形になるのでしょうか。

以上です。

○小林室長 事務局でございます。

おっしゃるとおり、確かに物理的に会議を開くという形であればここに書いてあるような形になるんですが、今回の分科会のようにオンラインで開催するようになってきますと、完全にこのとおりのというのは意味合いとしておかしくなってくるんですけれども、ただ、内容としてこういった趣旨で進めていくと。

具体的に言いますと、例えば審議に用いましたそういった資料につきましては、審査が終わった後にはそれぞれのところで破棄していただくといったような形で進めていただきたいというふうに考えております。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○與語委員 與語です。ありがとうございました。以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 1点、質問させていただきたいんですけども、1ページの1のところなん

ですが、農林水産大臣から諮問を受けた場合に、その直後の分科会において諮問内容の報告を受け、事務局から報告があり、その後確認をして各部会で審議に入るというふうに書いているんですけども、この分科会もそんなに行われるわけではないと思うんですけども、分科会のタイミングとその諮問されたタイミングが合わないとかと、そういうことはないのでしょうか。

もしそうなった場合にはこのようにオンラインでその部分に関してだけ事務局から報告を受けて部会での審議に入ることにするなどタイムラグが起きないようにした方がいいかなと思います。

○小林室長 御質問ありがとうございます。

今まで分科会の開催頻度というのはそれほど高くなかったのでそういった可能性があるというような御懸念は理解いたします。

今後ですけれども、再評価が始まると、再評価については全てについて分科会で最終的な審議を行うということになってまいりますと、やはり分科会の開催頻度はどうしても多くなってまいります。

委員の皆様には多くのご負担をおかけすることになり申し訳ないというのはあるんですけども、そういったことがございますので、この点については、理由のない遅滞が起きるということはないというふうに考えております。

○小浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、議論が出たようですので、農薬の登録、変更登録などに係る農業資材審議会の審議の進め方、それから、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会、各部会の審議資料などの取扱いについて、特に修正もありませんようでしたので、それぞれの農薬分科会決定を改正することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局から何か御説明などございますでしょうか。

○小林室長 ありがとうございます。頂きました内容にて所要の手続を進めてまいります。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、議題（２）の農薬の登録及び変更の登録における公表文献の取扱

いについてです。

前回の分科会まで再評価における公表文献の扱いについて議論していただき、15年分の公表文献を要求することと決定いたしました際に、新規登録や変更登録における取扱いについての議論が今後の課題となっております。

この件の検討状況について、事務局の山原補佐より御説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 農薬対策室の山原でございます。

資料4に基づきまして御説明を申し上げます。

前回、第28回の農業資材審議会農薬分科会におきまして農薬の再評価における公表文献の取扱いにつきまして御決定を頂いたところでございます。

その際に、新規登録や変更登録における公表文献の取扱いにつきまして、今後の検討課題としておりまして、本日は事務局で整理をした内容について御説明申し上げたいと思います。

別紙の方を御覧いただければと思います。

まず、新規登録の場合でございます。新規の有効成分を含むか否かによって（１）と（２）の二つの場合分けをしております。

まず、（１）の新規の有効成分を含む新規製剤の場合でございます。

新規の有効成分は多くの場合、新しく開発された化合物でありまして、公表文献は存在しないと考えられます。

一方、その有効成分を含む農薬が諸外国において登録を受けていたり、その有効成分が動物用医薬品等のほかの薬剤に使用されていたりする場合には公表文献が存在する場合もあると考えられます。

このため、こういったケースでは申請に当たりまして、新規の有効成分について再評価の場合と同様に、第28回農業資材審議会農薬分科会で御決定いただきました公表文献の収集、選択等のためのガイドラインに基づいて収集、選択等した、少なくとも15年分の公表文献の提出を求め、登録を判断するリスク評価に活用することとしてはどうかと考えております。

また、公表文献の収集、選択等に要する時間も必要でございますから、収集期間の終期、終わりの時期は申請の6か月前以降としてはどうかと考えております。

次に、（２）の既登録の有効成分のみを含む新規製剤の場合についてでございます。

これらの場合、有効成分に関します毒性などは既に評価されております。薬効、薬害等

の審査も実施しております。定期的な再評価において公表文献を用いて詳細に評価すると整理しておりますことから、この場合の申請に当たりましては、公表文献の提出を求める必要はないものとしてはどうかと考えているものでございます。

その次の項目でございます。変更登録についてです。

既に登録を受けている農薬につきまして、使用できる農作物を増やしたり減らしたり、また、ターゲットとなる病害虫を増やしたりする、そういった手続でございます。

この場合に、既に登録されている農薬でございますから、農薬成分に係る毒性等は既に評価されておりました、定期的な再評価において公表文献を用いて詳細に評価するとしておりますことから、こういった申請のたびに公表文献の提出を求める必要はないものとしたらどうかと考えております。

資料4につきまして、御説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

事務局より新規の有効成分を含む新規製剤の場合に、新規の有効成分については公表文献を要求し、それ以外の場合には要求しないで定期的に行われる再評価で取り扱うことではないかというような御説明がありましたが、何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

與語委員、よろしく願いいたします。

○與語委員 與語ですけれども、別紙の一番下の変更登録の場合に関する確認というか質問ですけれども、この変更登録とはどのようなことを言うということのかもうちよっと確認したいんですけれども。

以上です。

○山原課長補佐 與語先生、ありがとうございます。

例えばなんです、使用できる農作物を増やしたりとか、減らしたりとか、あと、ターゲットとなるような病害虫を増やしたりするような手続を代表例として御紹介したいと思います。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○與語委員 與語です。ありがとうございました。

それで、ちょっと関連して質問なんですけれども、1番の新規登録の場合と2番の変更登録の場合があって、1番の新規登録では既登録の有効成分の新規製剤があり、2番の変更登録でも既登録の農薬とかがあったりとか、既登録といってもかなり使い方が違ったり

する場合があって、何か明確に分けられないような気もするんですが、最初のこの1の(1)、(2)とかのこの仕分は事務局の方でやられて、それに従って分科会なり部会で検討するような理解でよろしいのでしょうか。

以上です。

○山原課長補佐 與語先生、ありがとうございます。

先生おっしゃるとおり、取扱いが難しい個別のケースというものも起こり得ると思います。今回の御検討では、一般的なケースでの考え方というものをまず先生方に整理いただけたらと考えております。

そして、また、與語先生おっしゃいましたとおり、まずは事務局でこういった各ケースですね、個別に整理をした上で、また、先生方に審査、御評価いただく際にこういった整理で文献を御用意いたしましたというところを御説明して御評価いただく、そういったことを想定しております。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。詳細はまた個別にということになるみたいですが、それでも。

○與語委員 與語です。了解しました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それから、本田委員、御意見ございますでしょうか。

○本田委員 本田です。どうもありがとうございます。

今、御説明ありました方針案についてはもちろん異論ないんですけれども、既登録の有効成分のみを含む新規製剤及び変更登録については公表文献に関する資料提出不要というふうに関、取扱いが導入された以降、混乱を回避するという観点からちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、そういった内容、今、おっしゃったような内容につきましては、リスク評価機関、例えば食安委等含めて調整されているものでしょうか。

○山原課長補佐 本田先生、ありがとうございます。

この文献の取扱いですね、実際文献に係る各府省と連携して進めるというところは重要な点と、認識をしておるところでございます。こちらの資料は、先ほど申し上げましたとおり、飽くまで一般的なケースでの考え方として整理をさせていただければと考えておるものでございます。

もちろん、個別事例を考えた場合、ケース・バイ・ケースで結果的に対応が異なるということが生じ得るとは認識をしております。本田先生おっしゃるとおり、例えば、リスク

評価を行う際に評価に必要な資料としてリスク評価機関からそういった文献の提出を追加で求められるということも場合によってはありますが、今回は一般的なケースでの整理というところで御議論の方を進めていただければ幸いです。

○本田委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、梅田委員、挙手されておられますね。よろしくお願いいたします。

○梅田委員 先ほどの御質問と少しかぶる部分があるのかもしれないんですけども、私もちょっと気になりましたのは、既登録の有効成分のみを含む新規製剤と変更登録の場合には公表文献の提出を求める必要がないという内容になっておりますけれども、15年以降の再評価のときには文献の調査をされるというふう理解しておりますけれども、15年の間にも新しい科学的な知見が入ったり、何か起きた場合の、いわゆる先ほどの御説明の個別のというものに当たるのかもしれないんですけども、そういった情報が入った場合にどう対応されるのかなといったものが気になったものですから教えていただければと思います。

○山原課長補佐 梅田先生、ありがとうございます。

農薬取締法には、先生がおっしゃるような定期的に行います再評価のほか必要に応じて随時評価をする枠組みもございます。安全性に関する情報につきましては、農林水産省が日常的に情報を収集しているだけでなく、登録済みの農薬を対象に毎年メーカーから安全性に関する情報の報告も求めているところでございます。そういった情報もよく農水省としても確認し、日々、安全性の向上に努めているところでございます。

○梅田委員 ありがとうございます。分かりました。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それから、小西委員、何か御意見、御質問ございますか。

○小西委員 ありがとうございます。

確認をさせていただきたいんですが、新規登録の場合の文献の収集ですが、新規登録ですから当然、研究者又は発見者ですね、そういう人たちが論文を出すということは考えられるんですが、その場合、査読がない論文でもこの場合は含まれると考えてよろしいのでしょうか。

○山原課長補佐 小西先生、ありがとうございます。

今回、この収集の方法は、先般取りまとめいただきましたガイドラインに従ってやって

いただくということがございます。そこに対して、査読のありや、なしやというところの取扱いについても記載されておりますので、原則そのガイドラインに従ってやっていただくことを想定しているものでございます。

○小西委員 そうしますと、原則は査読、この間は査読がなくても行えるような印象を受けたんですが、ここでしっかりと査読ありのみということはどうなっているんですかね。

○山原課長補佐 公表文献の収集、選択等のためのガイドラインの本文の方ですね、お手元の参考資料6でございます。

私の方で読み上げさせていただきます。

実は1ページのⅢ. 収集する公表文献というところを取扱いを記載させていただいておりまして、「評価の目的との適合性及び結果の信頼性にに基づき分類するためには、試験方法について詳細な情報が必要なため、収集する公表文献は「査読プロセスのある学術ジャーナルに全文掲載された文献であり、かつ日本語又は英語で作成された一次資料（原著）」とする。併せて、データが掲載された原著が入手できる場合には、原著とともに総説及び成書も収集の対象とする。」とされておるものでございます。

○小西委員 ありがとうございます。分かりました。理解しました。どうもありがとうございます。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

ございませんようでしたら、議論も出たようですので、本件につきましては資料4の別紙、方針案のとおり、農薬分科会決定としたいと思いますが、先生方、何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

○小林室長 ありがとうございます。頂きました内容にて所要の進捗を進めてまいります。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題（3）の補助成分の取扱いについてに入りたいと思います。この件につきましては、前回の分科会で御議論いただき、引き続き検討することになっていたと思います。この件の検討状況について、事務局、小林室長より説明をお願いいたします。

○小林室長 では、資料5を御覧ください。

補助成分の規定について、前回会合で御審議いただきました。前回会合において、欧米における定義を踏まえた上で、我が国における補助成分の定義について検討すべきという御意見を頂いたところです。

こちらの資料の2ページ目でございます。こちらの方にEU、それからアメリカにおける補助成分の定義を記載しております。この二つの定義はかなり近いんですけども、ただ、違いは、EUにおいては薬害軽減剤、それから共力剤と呼ばれるものについては、補助成分から除いています。一方、アメリカでは、これらも含めて有効成分以外に意図的に添加したものの全てが補助成分になっているということでございます。

また、1ページ目の方に戻っていただきますと、下の方に農薬取締法を記載しております。農薬取締法の中には、補助成分という言葉はございませんが、ただ、こちらの方の第3条のところにありますように、有効成分とその他の成分という形で、有効成分とそれ以外の形での分類をしているというような事情がございます。こういったことも考え合わせますと、アメリカと同じように、有効成分以外に意図的に添加された物質という形で補助成分を定義してはどうかというのが一つ目の御提案でございます。

それからあと、更に補助成分をどのように扱っていくかということについての議論でございますが、今日時点ではちょっとまだお諮りできるような準備ができていないという状態でございますので、これについては継続審議とさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○赤松分科会長 どうも御説明ありがとうございました。

事務局より、海外における補助成分の定義と我が国における定義案についての御説明がありましたけれども、この定義につきまして何か御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。

與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語です。

一つは質問ですけども、今の説明でよく分かったし、これでよいと思うんですけども、その有効成分以外に意図的に添加された物質というのは、原体部会の方で原体中の不純物は確認するので、そういうのも含めた原体以外のものというような理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○小林室長 ありがとうございます。

今、御発言いただいたとおりでございます。意図的でないものとして、原体に含まれる不純物や原料等様々なものが想定されますけれども、こちらの方は農薬原体部会の方で安

全性について審議しているということがございますので、改めて補助成分として検討する必要はないので、補助成分の定義はこのようにさせていただきました。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○與語委員 與語ですけれども、よく分かりました。

それで、私としても今、事務局の方から説明ありましたけれども、そういう定義になった補助成分となると様々なものがあるので、現時点では余り詳細に決めるのではなくて、継続審議とおっしゃっていましたが、そこはまたいろんな審議をする部分もあるかなと思いますので、現時点ではこの程度の定義でいいかなというふうに私は思います。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

詳細はまた、継続議論ということで。

○赤松分科会長

では、ほかにございませんでしょうか。

櫻井委員、よろしく願いいたします。

○櫻井委員 ちょっと質問なんですけれども、EUのやり方で薬剤軽減剤と共力剤に分けてというようなのですが、それ以外にも、例えば物を溶かしやすくするだとかいった、いろんな補助成分が入ってくるでしょうし、その審査のときに、このEUのようなやり方ってうまくいくんでしょうか。実際、アメリカのを採用したということなんですけれども、EUのような形にするのが日本に合わないとした理由を教えてください。

○小林室長 ありがとうございます。

薬害軽減剤とか共力剤という形でEUでは特出しして分けていて、それ以外のものは全部補助成分になっているというような区分をしています。ただ、そののところについて、どれだけの意味があつてなのかということについては、ちょっと我々が調べたところでは明確には分からないというところでございます。

いずれにしても、補助成分としてこれらも含めて我々が扱っていけば、今後適切な規制等をかけていくという点では十分ではないかと考えますので、こういった形で、よりシンプルな定義としてはどうかというような提案をしたところです。

○櫻井委員 ありがとうございます。

多分、EUの方が不必要に複雑かなと思ったものですから、案には私は賛成です。

ありがとうございました。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議論も出たようですので、本件につきましては、定義はもうこのようにさせていただきまして、次回以降の分科会で引き続き議論をすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。事務局から何かございますでしょうか。

○小林室長 ありがとうございます。頂きました御質問、御意見も踏まえまして、次回の御議論の準備を進めてまいりたいと思います。

○赤松分科会長 それでは引き続き、議題（４）の農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項についてです。

12月1日に開催した農薬蜜蜂影響評価部会において、農薬の蜜蜂への影響評価ガイドンスに基づいて評価を行うに当たり、より詳細な部分を取り決めておくべきと考えられる点について審議したとのことです。この結果につきまして、農薬蜜蜂影響評価部会の部会長を務めていただいています與語委員より、御説明をお願いいたします。

○與語委員 與語です。今、赤松分科会長から話がありましたとおりですが、農薬の蜜蜂への影響というのは、農薬の登録申請において提出すべき資料として、平成31年3月29日付けのものがあるんですが、その別紙2（配布資料では参考資料7）に、農薬の蜜蜂への影響評価ガイドンスというのがありまして、それに基づいて評価を行うこととしています。

その当該ガイドンスの項目のうち、より詳細な部分を取り決めておくべきと考えたものについて、12月1日に農薬蜜蜂影響評価部会において審議をしました。その審議の結果の詳細が皆さんのお手元にあると思いますけれども、資料6というのがありまして、そこに示しております。ただ、これを説明すると非常に長くなりますので、簡単に項目、どんなことが審議されたかということ、個々の蜂を用いた影響評価である第1段階での試験の実施に関してと、あと第2段階の半野外試験について、それぞれちょっとポイントだけを説明したいと思います。

まず、個々の蜜蜂を用いた影響評価である第1段階評価の試験の実施に関しては、資料6を見てもらうといいんですけれども、まず最初の1ポツ目、それは毒性値が複数ある場合、毒性評価をどうするのが適切かということで、その考え方をまとめております。

それから、次に資料6でいったら2ポツ目になるんですけれども、再評価の1巡目にお

きまして、成虫の急性接触毒性以外の試験で、それが既に実施されて、欧米の評価において試験成績が提出されている場合があるんですけども、そういう場合どういうふうに扱ったらいいかという、そういうことに関して、その背景とか決定事項なんかを議論しております。

資料6の2ページ目になるんですけども、次の3ポツ目です。これは花粉・花蜜の試験における残留値の取扱いですけども、それにおいてどのような残留値を採用するのが適切かということ、ここにあるようにまた背景とか決定事項などを議論しております。

続きまして、その真ん中辺りから下、4ポツになるんですけども、これに関しては、第1段階ですけども、推定暴露量と毒性指標の比を、影響が懸念される水準と比較する際の有効数字の考え方について、これもどのような背景でどのように決定されたかということで議論をしております。

次に5番目で、代表作物の選定及び分析部位の選定ということですけども、これには二つ項目がありまして、その最初のところの5.1になりますけども、代表作物の選定については同じくここに、2ページ目の最後の方から背景についてちょっといろいろと議論しておりますが、続いて決定事項ということでありまして。その後、3ページ目の5.2ですね。この分析部位の選定についても検討をしております、それに関しても背景、これも若干長く書いてありますが、その部分と、それから決定事項です。どういうところを分析部位の選定とするかということ、これを議論いたしました。

それから、4ページ目に行きまして、ここからが、いわゆる蜜蜂の蜂群における影響評価である第2段階の半野外試験の実施に関するものです。これに関しては、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、試験がトンネル試験と採餌試験と二つの種類があって、それをちょっと念頭に置きながら、聞いていきたいんですけども、まず最初に、6.1のところに関しては、評価における留意事項、試験において評価すべき項目ということで、背景として、この下の表にありますようなものが該当するだろうということで、これよくエンドポイントという言葉を使いますが、そういうものをここから四つのクラスに分けて整理しております。これは欧州です。欧州がその四つで、米国に関しては、ちょっと似ているんですけども若干違う形の整理をしていることがあって、その結果、どんなことを決定したかということ、ここを書いてあります。

それから5ページ目の最後の方の6.2なんですけども、これに関しては、その留意事項の中の半野外試験の結果解析における検討に当たっての考え方ということで、背景とし

て、また6.2の5ページ目の一番最後の方から次のページに行って、決定事項でこんなことがありますということで、ここまでがどちらかという総論的な話になります。それから6.3に行きますと、同じく評価における留意事項ですけれども、これは二つの試験のうちトンネル試験の結果の解析における検討に当たっての考え方ということで、これも背景としてどのようなことがあり、それで決定事項としてはこうしましたという格好で示しています。

それから、6.4が二つの試験のうち、先ほどはトンネルでしたけれども、今度は採餌試験の結果解析における検討に当たっての考え方ということですのでけれども、これに関しても背景がありまして、6ページが一番下から次のページに行きまして、評価方法の決定事項が書いてあります。

最後のページのところで、7ポツになりますけれども、7ポツに関しては使用時期及び使用場所の制限の目安となる定義ということですが、これも背景と決定事項があります。一番大きなポイントとしましては、使用場所の制限の目安となる、先ほどから施設栽培という言葉を使っていますが、それをどのように定義しようかということで、ここにあるように、閉鎖系の施設栽培に関して、このような定義をしているということになります。

私からは以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

與語委員から農薬蜜蜂影響評価部会での検討結果について、御報告いただきましたけれども、かなり細かいことをいろいろ決めていただいたんですが、何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。御意見、御質問などございませんでしょうか。

梅田委員、よろしくお願いいいたします。

○梅田委員 ちょっと教えていただきたいかなと思っております。

蜜蜂の試験となるとデータも結構ばらついて難しいんじゃないのかなというふうに想像するところなんですけれども、最初の方のページでLD₅₀を幾何平均で採るという決定事項というふうにお示しいただいたんですけれども、それに対して全く反対なわけでは全くありません。教えていただきたいのは、どのぐらいのデータを集めてとかという、何か基準があるのかなというふうに思ったものですから、教えていただきたいかなと思います。

○與語委員 與語ですけれども、これは多分、事務局から答えてもらった方がいいかと。

○赤松分科会長 そうですね。では、事務局の方からお願いいたします。

○中庭農薬審査官 農薬対策室の中庭です。私から御説明をいたします。

○赤松分科会長 お願いいたします。

○中庭農薬審査官 毒性値に関しては、基本的に申請者が提出したデータ、その中から内容を吟味しまして、しっかり試験として成り立っているものということですね。そういったものを一定の基準を見まして、そういうものを吟味して、それを採用できるかどうかというのをまず判断します。

それ以外に、諸外国で評価されているデータなどもありましたら、文献値も含めて参考にします。使えるものというのはその中に入れて吟味の対象にはします。その中で、試験として成り立っているものを見て、それが複数あれば今回のここに書かれているような、可能であれば幾何平均を採って、それで毒性値を決定する。そういう流れにしております。

○赤松分科会長 よろしいでしょうか。

○梅田委員 ありがとうございます。

○赤松分科会長 ほかに何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ごいませんようでしたら、どうも與語委員、ありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。次は、議題（５）の生物農薬の登録における評価についてです。

微生物農薬や天敵農薬について最新の科学的知見に基づく審査を行う観点から、検討会を設置して、従来の生物農薬の評価法の見直しを検討するという事で、その状況の御報告を頂きます。この件につきまして、事務局の高橋補佐より御説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐 農薬対策室の高橋です。よろしくをお願いいたします。

生物農薬の試験法に関する検討会の設置について、御報告させていただきます。資料7でございます。平成30年の農薬取締法の改正によって、農薬の登録、変更登録等に際して、農業資材審議会の意見を聴かなければならないとされたところでございます。

一方、法改正前まで微生物農薬や天敵農薬に関して、いわゆる生物農薬といっているものに関してですけれども、その特性から一般的な農薬とは異なる評価法で、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが審査して、必要に応じて専門家の意見を聴くなどして、登録してきた経緯がございます。

しかしながら、その指針となる評価法につきましては20年以上前に策定したものでございます。最新の科学的知見に基づく審査を行う観点から、これらの評価法を検討するため、微生物及び天敵のそれぞれの学識経験者により構成される検討会を、農林水産省消費・安全局が設置いたします。別紙にありますとおり、農業資材審議会の委員、臨時委員、専門

委員の先生方の御意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

微生物農薬につきましては、農薬取締法改正により新たに評価を行う必要がある農薬使用者及び蜜蜂に対する評価法を検討するとともに、現在のガイドラインが審議を行う上で十分であるかどうかの検討を行います。また、天敵農薬につきましては環境省とも連携し、欧米のデータ要求やOECDガイダンスを参照して、従来の評価方法の見直しを検討してまいります。

今後、先ほど資料3のところでも室長からお話ありましたとおり、生物農薬の登録や変更登録に当たって、生物農薬に係る部会を設置して検討することを考えております。

また、これから検討いただきますこの評価法につきましても、同部会に御議論いただき、決定することと考えております。

以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

今回は部会はまだなんですけれども、まず検討会を作ることでしたけれども、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

櫻井委員、よろしく願いいたします。

○櫻井委員 ちょっと関係ないかもしれないんですけれども、この微生物農薬とか天敵農薬は、欧州だとかアメリカではどういうふうな扱いになっているんですか。やはり化学物質と並行して、ちゃんと部会ができて審議するという形になっているんでしょうか。

以上です。

○高橋課長補佐 部会等までは承知していないんですけれども、微生物については、欧米等において評価をして登録という形になっております。天敵についてはちょっとはっきりと分からないところがあるんですけれども、放飼する場合には、環境影響等の評価を行った後、放飼するという扱いになっていると承知しております。

○櫻井委員 分かりました。そうするとやはり、世界のすう勢に合わせることになるということですね。ありがとうございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、検討会のメンバーの先生方、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題（6）の農薬取締法第39条の規定に

基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入りたいと思います。

今日の最初の議題で御議論いただいたとおり、農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとなりましたので、事務局の西岡農薬審査官より御報告をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 西岡でございます。諮問の内容について御報告申し上げます。

まず、資料8-1に諮問について提示しております。資料8-2に具体的な内容についてまとめております。

今回は、アブシシン酸とメトブロムロンを有効成分として含む農薬の登録について諮問を行っております。個々の農薬の詳細については別添になります。

まず、アブシシン酸です。本剤については、令和2年3月26日に新規の登録の申請を受けております。それを受け、令和3年12月17日に農業資材審議会に諮問しております。この剤、令和2年3月26日という日付が、農薬使用者や蜜蜂への影響評価を行う必要がある農薬取締法の改正前の申請となりますので、当時の審議の進め方に従いまして、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度に関する事項について、農薬原体部会において検討を行うことといたします。

アブシシン酸の概要については、下記に示してあり、化学名、CAS番号、分子式、構造式、分子量等については記載のとおりです。先ほど説明したとおり新規の申請で、用途は、植物成長調整剤となります。作用機作については、アントシアニン合成のキー酵素となるUDP glucose-flavonoid 3-O-glucosyltransferaseの遺伝子と、その転写因子遺伝子の発現量を増加して、果粒内のアントシアニン含量を増加させることによって着色が向上するという作用があると考えられております。今回、申請されている適用作物はぶどうとなります。

続きまして、メトブロムロンでございます。

本剤、令和3年1月21日に新規登録申請がなされており、令和3年12月17日に諮問いたしております。本剤については、使用者及び蜜蜂の評価が必要となる法改正後の申請となりますので、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会において、それぞれ専門的な検討を行うこととしております。

メトブロムロンの概要については、化学名、CAS登録番号、分子式、構造式、分子量は記載のとおりでございます。用途は除草剤となりまして、作用機作は、主に光合成における光化学系の電子伝達を阻害して殺草作用を示すものと考えられております。

除草剤の分類でありますH R A Cでは5というふうに分類されています。

申請されている主な適用作物は、小麦、あずき、ばれいしょ等でございます。

資料8-2の1ページ目に戻っていただいて、これらの農薬については、先ほど説明した各部会において検討を行った上で、その結果について、分科会に報告したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

アブシシン酸とメトブロムロンについて、要するに法改正の前か後かということで、アブシシン酸については農薬原体部会、メトブロムロンについては三部会で審議することだと思いますが、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

與語委員、お願いいたします。

○與語委員 與語ですけれども、最初にちょっと細かい質問になってしまうんですけども、私ずっといろんなことを勉強したときに、日本語でアブシジン酸と言ったんですけども、これは農薬のところではアブシシン酸としっかりと把握しておいた方がいいということでしょうか。

以上です。

○西岡農薬審査官 従前はアブシジン酸と言っていたんですが、1998年頃からアブシシン酸と名称が変更になっているという認識でございます。

○赤松分科会長 ありがとうございます。実は私もアブシジン酸と覚えていたんですけども、何か変わったということです。よろしいでしょうか。

○與語委員 結構です。それで、アブシシン酸のことで情報提供みたいになるかもしれませんが、これアレロパシー物質でもあって、いわゆる農薬の場合で言うと除草剤になるんですけども、いわゆる他の草の成育を阻害する効果も実はあって、いろんなところで使える化学物質だということだけちょっと情報提供しておきます。

以上です。

○赤松分科会長 情報提供ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 すみません、もう一個だけ、申し訳ないです。先ほどメトブロムロンの、作用機作のところで説明があったH R A Cというやつですけれども、もしもその辺のところ

詳しい方がいたら疑問に思うかもしれませんが、実を言うと昨年2020年度にできた新しいコードです。従来は幾つかコードがある中で、大きいところだと数字で分類したアメリカ雑草学会のものとアルファベットと数字を組み合わせたH R A Cが作っているコードがあったんですが、それらを数字にして統一しました。古いコードに慣れている方は、何かこんなふうだったっけと思うかもしれませんが、新しいコードになったということだけ情報提供します。

以上です。

○西岡農薬審査官 次回から旧コードも念のため載せた方がよろしいでしょうか。

○與語委員 與語ですけれども、多分必要ないと思います。今まで別に使っていたオーストラリアもこれに統一していくということが来年度以降かな、になっていて、除草剤の作用機作のコードはもうほとんどこれになっていくと思います。

以上です。

○西岡農薬審査官 分かりました、ありがとうございます。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

ごさいませんようでしたら、アブシシン酸については農薬原体部会、メトブロムロンについては農薬原体部会、農薬使用者影響評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の三つの部会でそれぞれ御審議いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、それでは議題7、農薬取締役法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての議論に入りたいと思います。

今回は、フルオピコリドを有効成分として含む農薬及びペラルゴン酸を有効成分として含む農薬のこの二つ変更登録について、10月29日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がなされております。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について、御報告をお願いいたします。

○小林室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づいて、事前に皆様に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、本田委員、坂委員及び山田委員より利益相反の申出があり、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認しましたことを御報告いたします。

○赤松分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、本田委員、坂委員及び山田委員につきましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、まず一つ目のフルオピコリドを有効成分として含む農薬の変更登録について御審議いただきます。

事務局の西岡農薬審査官より御説明をお願いいたします。

○西岡農薬審査官 西岡から資料9に基づきまして説明します。

ページをめくって、フルオピコリドは、変更の登録の申請で、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更の申請を受けております。

令和2年10月5日に変更の申請を受け、令和3年10月29日に諮問、令和3年11月17日の農薬原体部会第8回で審議いただいております。

フルオピコリドの概要でございますが、化学名、CAS登録番号、分子式、構造式、分子量は記載のとおりです。

本剤の初回登録された年は、平成20年です。

用途は殺菌剤で、作用機作は、糸状菌の細胞膜の裏打ち構造を構成するたんぱく質に異常が見られ、細胞の伸長や細胞骨格に影響を与えると考えられておりました。殺菌剤の分類コードであるFRACにおいては43、作用機作コードとしてはB5になります。

主な適用作物は、ばれいしょ、芝等でございます。登録農薬は、別紙として7ページに示す3剤ございます。基準値の設定状況等ですが、ADI及びARfDにつきましては、食品安全委員会において平成29年8月に決定通知が出されております。フルオピコリドとその代謝物2,6-ジクロロベンズアミドについて、ADIとARfDが設定されております。

それを受けて、食品中の残留基準については、平成30年5月に告示がなされております。設定されている基準値については、2ページ下から5ページ上まで各農作物から畜産物まで基準値が設定されております。

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準につきましては、平成28年9月に告示されておりました。登録基準値は130 µg/Lとされております。

水質汚濁に係る農薬登録基準については、平成25年2月に告示をされております。登録基準値は0.21 mg/Lとなっております。

事務局からの剤の内容に係る説明は以上となります。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

本農薬につきましては、原体規格の設定について、11月17日に開催されました第8回農薬原体部会で議論しておりますので、その結果を代田委員から御報告いただきます。

代田委員、よろしく願いいたします。

○代田委員 代田です。原体部会でこの審議に参加しておりまして、部会を代表して御説明をさせていただきます。

まず、結論から報告をさせていただきます。資料9の6ページを御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフルオピコリドに設定することとし、組成分析の結果に基づきまして、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のフルオピコリドの分析法は、フルオピコリドの農薬原体をアセトニトリルに溶解し、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ、HPLCにより水、アセトニトリルで分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：230 nm）により、フルオピコリドを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いるとすることが妥当であると判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し、検討いたしました結果を報告いたします。

概要は、同じページの3～5項に記載してございます。規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分、フルオピコリドの分析法のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量性の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が984～1,011 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績などを用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるフルオピコリドの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び特性を比較検討した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえまして、さきの規格及び分析法を提案させていただきました。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明のございましたフルオピコリドの変更登録について、何か御質問、御意見などがございましたらよろしくお願ひいたします。

御意見、御質問ございませんでしょうか。何かございませんでしょうか。

御質問がございませんようでしたら、本分科会の答申として委員の皆様には既に配布させていただいております答申案の1ですが、このとおりでよろしいでしょうか。資料では資料9関係になりますか。

○小林室長 分科会長、こちらの方から読み上げましょうか。

○赤松分科会長 よろしくお願ひいたします。

○小林室長 はい。では、農薬の変更の登録について（答申）

令和3年10月29日付け3消安第3956号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

フルオピコリドを有効成分として含む農薬（別紙参照）について、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度を以下のとおりとし、変更の登録をして差し支えない。

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度。

有効成分以外の成分の総量30 g/kg以下。

（フルオピコリド970 g/kg以上）。

以上です。

○赤松分科会長 どうもありがとうございます。

この答申案のとおりでよろしいでしょうか。

異議がございませんようですので、このとおりとさせていただきます。

なお、答申文につきまして、一部表現上の修正が必要となった場合は、分科会長一任でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

異議がございませんようですので、そのようにさせていただきたいと思ひます。

それでは、フルオピコリドの変更登録について、答申案の1を当分科会の意見として決定したいと思ひます。

続きまして、ペラルゴン酸を有効成分として含む農薬の変更登録について、御審議いただきます。

まず、事務局、西岡農薬審査官より御説明をお願ひいたします。

○西岡農薬審査官 ペラルゴン酸について説明します。ページは8ページになります。

本剤についても、農薬の変更登録として、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度の変更となります。

令和2年1月28日に原体規格の変更の申請を受け、令和3年10月29日に、農業資材審議会への諮問、令和3年11月17日に、農薬原体部会（第8回）で御審議いただいております。

ペラルゴン酸はここに記載されているように、ノナン酸という炭素鎖9の脂肪酸となります。初回登録年は平成28年となりまして、用途は除草剤、作用機作は植物の葉面から取り込まれまして、細胞に浸透する過程で細胞壁を破壊、又は細胞内のpHの急激な低下によって細胞内容物を漏出、枯死させると考えられております。

除草剤の分類コードであるHRACでは、現状としては、作用機作は不明とされ、未分類になっております。

主な適用作物は、樹木等の下草の処理に用いられるものとなります。

登録農薬については、ページ11にある1剤が対象となります。

基準値等の設定状況ですが、ADIの設定に関しましては、本剤、樹木等の下草の処理に使われるもので、食品ですとか家畜の餌になるものには使用しないため、残留農薬基準の設定が不要ということもありまして、食品安全委員会による食品健康影響評価は行われておりません。

次に、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準ですが、本剤については平成28年4月に、登録基準値4,600 $\mu\text{g/L}$ が告示されております。

水質汚濁に係る農薬登録基準に関しましては、平成27年11月に開催されました中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会の第48回におきまして、ペラルゴン酸が人への毒性や使用方法等を考慮すると、水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれが極めて少ないと認められる農薬という、該当すると判断されまして、農薬登録基準の設定は不要と整理されております。

事務局からの剤の概要に係る説明は以上となります。

○赤松分科会長 どうも御説明ありがとうございました。

本農薬につきましても、原体規格の設定について、11月17日に開催された第8回農薬原体部会で議論しておりますので、その結果を代田委員から御報告いただきます。よろしく願いいたします。

○代田委員 代田です。御報告させていただきます。まず、結論から御報告させていただきます。

きます。10ページを御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるペラルゴン酸に設定することとし、組成分析の結果に基づきまして、890 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のペラルゴン酸の分析法は、ペラルゴン酸の農薬原体をアセトンに溶解し、ガスクロマトグラフィー（GC）により分離し、水素炎イオン化検出器（FID）によりペラルゴン酸を検出及び定量する。定量には内部標準法を用いるとすることが妥当であると判断いたしました。

次に、農薬原体の規格及び分析法の提案に際し、検討した結果を報告いたします。

概要は、3～5項に記載してございます。

規格の設定根拠といたしました組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分のペラルゴン酸の分析法のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が987～1,001 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるペラルゴン酸の農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較検討した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格及び分析法を提案させていただきました。

以上です。

○赤松分科会長 代田委員、どうもありがとうございました。

では、ただいま御説明のございましたペラルゴン酸の変更登録について、何か御意見、御質問などがありましたらよろしく願いいたします。

與語委員、どうぞ。

○與語委員 與語ですけれども一つ質問があるんですが、11ページ目の別紙に、有効成分ペラルゴン酸を含有する農薬登録一覧というのがあって一つだけあるんですけれども、このペラルゴン酸で今農薬登録をされているのはこの、いわゆるグリホサートの混合剤一つ

だけという理解なんですか。

以上です。

○西岡農薬審査官 事務局から御回答します。

今回載せてある剤に関しましては、今回規格を設定の対象とした農薬原体を用いているペラルゴン酸を含有する農薬となります。今回対象としている農薬原体以外のペラルゴン酸を用いている剤としては、国内登録は他にもございます。

○與語委員 よく分かりました。

以上です。

○赤松分科会長 ややこしいですけども、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、本分科会の答申としまして、事前にお送りいただいております答申案の2ですが、こちらでよろしいでしょうか。また読み上げていただいてもよろしいでしょうか。

○小林室長 はい。では、読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和3年10月29日付け3消安第3956号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

ペラルゴン酸を有効成分として含む農薬（別紙参照）について、農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度を以下のとおりとし、変更の登録をして差し支えない。

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度。

有効成分以外の成分の総量 110 g/kg以下。

（ペラルゴン酸 890 g/kg以上）。

以上です。

○赤松分科会長 ありがとうございます。

このとおりでよろしいでしょうか。

異議がございませんでしたら、このとおりとさせていただきますが、先ほどと同様、答申文につきまして、一部表現上の修正が必要となった場合は、分科会長一任でよろしいでしょうか。

異議ございませんようですので、どうもありがとうございました。

それでは、ペラルゴン酸の変更登録について、答申案の2を当分科会の意見として決定したいと思います。

これで議題は以上ですけれども、全体を通じて、あるいはその他何かございますでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

資料7の生物農薬の評価法に関する検討会の設置についてなんですけれども、いつまでに検討を終えるというような時間的な目標があれば教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○赤松分科会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○高橋課長補佐 これから検討に入りますので、具体的なスケジュールはまだ決定していませんけれども、速やかに検討してまいります。

○山本委員 了解しました。ありがとうございます。

○赤松分科会長 そのほか何かございますでしょうか。

何かございますか。

ございませんようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。進行役を事務局にお返しいたします。

○小林室長 本日は、熱心に御議論賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、システムトラブル等によりまして御迷惑をおかけしました点、おわびいたします。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただいた後、公開するということとなります。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時10分 閉会